

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- | | |
|--|------|
| ○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 | 2873 |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境保全課】 | 2874 |
| ○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出
【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 | 2878 |

北九州市告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1229	有毛64号線	前	北九州市若松区大字有毛2292番地先から 北九州市若松区大字有毛2244番2地先まで	2.3	32.0
		後	北九州市若松区大字有毛2292番から 北九州市若松区大字有毛2245番1地先まで	2.3 ～ 6.0	45.0

北九州市告示第389号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成26年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

兵庫県赤穂市加里屋974番地
タテホ化学工業株式会社
代表取締役社長 湊 哲則

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町1丁目26-10
タテホ化学工業株式会社響灘工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	27号イ ろ過施設		27号チ 海水マグネシア製造設備のうち、沈殿施設	
名称	自動フィルタープレス No. 1	自動フィルタープレス No. 2	シックナー No. 1	シックナー No. 2
能力	542kg/時間	542kg/時間	400m ³ /時間	390m ³ /時間

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

(ア) 27号イ ろ過施設

名称	自動フィルタープレスNo. 1	自動フィルタープレスNo. 2
使用時間間隔	連続	連続
1日当たりの使用時間	24時間	24時間

季節的変動	なし	なし
工事着手予定年月日	許可日以後	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後	許可日以後

(イ) 27号チ 海水マグネシア製造設備のうち、沈殿施設

名称	シクナーNo. 1	シクナーNo. 2
使用時間間隔	連続	連続
1日当たりの使用時間	24時間	24時間
季節的変動	なし	なし
工事着手予定年月日	許可日以後	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後	許可日以後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

(ア) 27号イ ろ過施設

名称	自動フィルタープレスNo. 1	自動フィルタープレスNo. 2
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 165 最大 165	通常 165 最大 165
水素イオン濃度	10~11	10~11
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 7	通常 3 最大 7
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 50 最大 50	通常 50 最大 50
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.5	通常 0.2 最大 0.5
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.01 最大 0.05	通常 0.01 最大 0.05

(イ) 27号チ 海水マグネシア製造設備のうち、沈殿施設

名称	シクナーNo. 1	シクナーNo. 2
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 9,000 最大 9,200	通常 9,340 最大 9,540
水素イオン濃度	10~11	10~11

化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 7	通常 3 最大 7
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 2.5 最大 2.5	通常 2.5 最大 2.5
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.5	通常 0.2 最大 0.5
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.01 最大 0.05	通常 0.01 最大 0.05

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理の方法

処理施設の名称	排水槽 No. 1、排水槽 No. 2
能力	415m ³ /時間
処理の方式	中和処理

イ 使用時における当該汚水処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

	処理前	処理後
汚水量 (m ³ /日)	通常 9,700 最大 9,900	通常 9,700 最大 9,900
水素イオン濃度	1.0～1.1	5.8～8.6
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 7	通常 同左 最大 同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 2.5 最大 2.5	通常 8 最大 8
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.5	通常 同左 最大 同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.01 最大 0.05	通常 同左 最大 同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名

排水口 No. 1

イ 水質

排出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 9,700 最大 9,900
水素イオン濃度	5.8~8.6
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 7
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 8 最大 8
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.5
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.01 最大 0.05

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年8月19日から平成26年9月8日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成26年9月8日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町五丁目9番27号	担当医師退職のため	平成26年7月2日